

旅館業を始める方に

旅館業（種類が旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の3つに分かれています。）を営業しようとする場合は、旅館業法の規定により、営業許可を受けなければなりません。

については、次の事項に注意して許可申請を行ってください。

旅館業法以外の法令により手続を要する場合がありますので、事前に関係機関と協議してください。

【関係法令】

建築基準法、消防法、都市計画法、食品衛生法、水質汚濁防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、景観法、自然公園法、国際観光ホテル整備法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）等

旅館・ホテル関係には、次の組合があります。

【関係組合】

広島県ホテル旅館生活衛生同業組合（広島市中区河原町1-26広島県環衛ビル）TEL082-296-1022

1 許可申請

営業施設は、「設置場所等の基準」及び「構造設備基準」に適合しなければなりません。

営業開始後は、「営業施設について講じるべき措置の基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設的设计・営業の準備を行ってください。

また、風俗関連営業施設（そのおそれがあると見なされる場合を含む。）の場合の構造設備は、「旅館業営業許可等事務処理要領」（昭和60年8月26日県環境保健部長通知にて一部改正）中の許可事務等の取扱基準を踏まえたものとしてください。

なお、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の20日程度前までに申請してください。（申請手数料： 22,000円）

【添付書類】

図面	◆平面図：各階のもの 寸法を記載（内寸で記載） 玄関帳場、玄関広間、食堂、厨房、入浴設備、洗面設備、 便所、客室（踏込・押入等、窓） ◆配置図：敷地内における建物・関係設備の配置が分かるもの ◆入浴の用に供する湯水の給排水系統図（ボイラー、ろ過器、消毒設備 等がある場合は、その仕様書を含む。） ◆その他：立面図の添付が望ましい。
付近見取図	施設の敷地の周囲100m以内の状況が詳細にわかるもの（周囲200m程度が望ましい。） ※学校・公共施設・福祉関係施設等（旅館業法3条3項関係施設）からの 距離を記入すること。
玄関帳場（フロント）の構造図	正面図・側面図・断面図（矩形図）
定款又は寄附行為の写し	法人による申請の場合
申立書 （事務取扱要領）	※ 形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。
誓約書 （事務取扱要領）	※ 形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。

※ 申請施設が既設の場合（名義変更等）、申請時に次の書類も添付

消防法令適合通知書	関係消防機関により交付されたもの
検査済証又は仮使用承認通知書の写し	建築基準法の規定によるもの （規模・構造により確認検査を必要としない場合がある。）

2 しゅん工届（新設・増改築の場合）

許可申請施設がしゅん工したとき、届け出てください。

【添付書類】

消防法令適合通知書	関係消防機関により交付されたもの
検査済証又は仮使用承認通知書の写し	建築基準法の規定によるもの (規模・構造により確認検査を必要としない場合がある。)

3 利用基準

営業者は営業の施設を利用させるためには、次の基準によります。

- ① 善良の風俗が害されるような文書、図画、その他の物件を営業施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- ② 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

4 宿泊させる義務

営業者は次の場合を除いては、宿泊を拒めません。

- ① 宿泊しようとする者が伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるとき
- ② 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき
- ③ 宿泊施設に余裕がないとき

5 宿泊者名簿

営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員等の要求があったときは、これを提出しなければなりません。

また、宿泊者名簿は3年間保存してください。

【宿泊者名簿の記載事項】

宿泊者の氏名、住所、連絡先、年齢、行先地、到着日時、出発日時、国籍※、旅券番号※

※宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合、その国籍及び旅券番号を記載すること。

注1 団体宿泊の場合、代表者又は引率責任者において、当該団体の構成員の氏名、住所等が確実に把握されていれば、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を記載してもよい。（宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合を除く。）

注2 外国人宿泊者の場合、旅券の提示を求め、その写しを併せて保管すること。

6 変更・廃止・停止の届出

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

- **変更届**……申請書等に記載した事項を変更した場合、10日以内に届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備 等

※ 営業者の変更、施設の移転、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規手続を要するので、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

【変更事項／添付書類】

営業者の氏名（結婚等）	戸籍抄本等………確認後、返却します。
営業者の住所	なし
営業施設の名称	なし
法人の名称、事務所所在地、 代表者氏名	登記事項証明書（法人が営業者の場合）
構造設備	変更前後の図面、消防法令適合通知書、建築確認証の写し 等

- **廃止届・停止届**…営業を廃止又は停止した場合は、10日以内に届け出ること。

【添付書類】

許可指令書（営業を廃止した場合）

7 承継承認申請

- **承継承認申請（譲渡）** …営業者が旅館業を譲渡し、譲受人が営業者の地位を承継する場合は、あらかじめ、承継の承認を要する。

申請手数料 : 7,400円

【添付書類】

施設の敷地の周囲100m以内の見取図	最寄りの学校等（旅館業法3条3項関係施設）からの距離を記入
旅館業の譲渡を証する書類・今後譲渡する旨を証する書類（譲渡契約書等の写し等）	当事者による譲渡の意思と譲渡の事実、譲渡の効力発生日が確認できるもの
譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	譲受人が法人の場合
承継に係る申立書	譲渡前の届出内容から変更がないことを確認し記入
申立書 (事務取扱要領)	※ 形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。

- **承継承認申請（相続）** …営業者が死亡した場合、相続人が相続により、営業者の地位を承継する場合は、60日以内に承継の承認を要する。

申請手数料 : 7,400円

【添付書類】

戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	相続人すべてがわかるもの
相続人全員の同意書	相続人が承継者本人のみである場合は不要
施設の敷地の周囲100m以内の見取図	最寄りの学校等（旅館業法3条3項関係施設）からの距離を記入
申立書 (事務取扱要領)	※ 形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。

- **承継承認申請（合併・分割）** ……営業者に合併又は分割があり、営業者の地位を承継する者は、承継の承認を要する。

申請手数料 : 7,400円

【添付書類】

営業者の地位を承継する法人の定款又は寄附行為の写し	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人
施設の敷地の周囲100m以内の見取図	最寄りの学校等（旅館業法3条3項関係施設）からの距離を記入
申立書 (事務取扱要領)	※ 形態、構造設備等を勘案し、添付を不要とする場合がある。
登記事項証明書	申請どおり合併等を行い、登記後に提出すること。

詳しくは、三原市生活環境課へお問い合わせください。

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
三原市 生活環境部 生活環境課 市民生活係
TEL (0848) 67-6178 FAX (0848) 64-4103

R5.12.13作成